

安八町告示第97号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

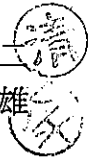
令和元年6月13日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書(以下「請求書」という。)〕について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和元年6月28日

安八町監査委員
安八町監査委員

清
大平

伸二
文雄



記

第1 監査の請求

1 請求人



2 請求書の受付

令和元年6月13日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成30年5月16日、全国道路利用者会議定期総会及び平成30年5月17日の折の旅費1,100円(甲地方と乙地方の差額)を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成30年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
2. 平成30年度 証拠書類貼付台紙

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、令和元年6月14日に清伸二監査委員並びに大平文雄監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理した。

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、平成30年5月16日、全国道路利用者会議定期総会及び平成30年5月17日の折の旅費1,100円（甲地方と乙地方の差額）を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

このことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、令和元年6月25日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、令和元年6月20日に欠席の連絡があったため陳述は実施しなかった。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかった。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に発生していたのか否かについて、令和元年6月25日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

監査対象課を総務課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第5 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課(職員)からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 平成30年4月11日付「全国道路利用者会議第70回定期総会(以下「総会」という。)の開催について」が、岐阜県道路協会事務局長から安八町長(以下「町長」という。)に送達された。
- (2) (1)の内容は、「1 日時/平成30年5月16日(水) 第70回定期総会 13:30~14:50、2 会場/東京都千代田区平河町2-7-5 砂防会館別館「シェーンバッハ・サボー」 TEL03-3261-8386(代)、3 総会次第 ①開会挨拶 ②議事(中略) ③会長挨拶 ④来賓挨拶 ⑤意見発表 ⑥決議 ⑦閉会、4 その他 総会終了後、県選出国會議員に対して要望活動を予定しています。」であった。
- (3) 平成30年4月13日付「第39回「道全協」通常総会及び「命と暮らしを守る道づくり全国大会(以下「総会及び大会」という。)」への出席について(依頼)」が、道路整備促進期成同盟会岐阜県連合協議会長から町長に送達された。
- (4) (3)の内容は、「1 総会・大会日時及び場所/平成30年5月17日(木) 午後1時開会 午後3時閉会(予定) 砂防会館別館(シェーンバッハ・サボー) TEL(03)3261-8386、2 出席者/道路整備促進期成同盟会岐阜県連合協議会及び岐阜県道路協会役員等、3(中略)」であった。
- (5) (1)及び(2)の総会と(3)及び(4)の総会及び大会には、町長が出席し、建設課長が随行した。
- (6) 建設課長は、平成30年5月16日付「出張命令兼請求書」にて、総会、総会及び大会に町長の随行者として出張の命を受け、併せて旅費(宿泊料)を安八町職員の給与に関する条例第3条第3項関係 別表第2 級別基準職務表で規定されている、出張時点での建設課長の職務の級を基準に請求した。
- (7) 建設課長は、帰庁後、(6)にいう「出張命令兼請求書」に、文書にて当該出張に係る復命をした。
- (8) 平成30年6月5日付で、当該出張の旅費(宿泊料)に係る「平成30年度支出負担行為決議書兼支出命令書」が起票され、平成30年6月15日付で、当該出張に係る旅費(宿泊料)10,900円が一般会計から支出され、建設課長に支払われた。

第6 判断に当たっての関係法令等について

- 1 法第204条(給料、手当及び旅費)
第1項

普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、(中略) に対し、給料及び旅費を支給しなければならない旨が規定されている。

第3項

給料、手当及び旅費の支給の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない旨が規定されている。

2 法第204条の2 (給与等の支給制限)

普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、(中略) 及び前条第1項の職員に支給することはできない旨が規定されている。

3 安八町職員の旅費に関する条例 (以下「旅費条例」という。)

第3条 (旅費の支給)

第1項

職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する旨が規定されている。

第4条 (旅行の命令等)

第1項

旅行は任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者 (以下「旅行命令権者」という。) の発する旅行命令等によって行わなければならない。

第6条 (普通旅費の種類)

第6項

宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する旨が規定されている。

第11条 (旅費の請求手続き)

第1項

旅費 (概算払いに係る旅費を含む。) の支給を受けようとする旅行者及び概算払いに係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払いをする者 (以下「支出命令権者等」という。) に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうち、その書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない旨が規定されている。

第16条 (宿泊料)

第1項

宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表1の定額による旨が規定されている。

第7 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「旅費条例第16条 宿泊料の額は、旅行地の区分に応じた別表第1の定額による。」と規定されており、「別表第1 備考2には固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。」と規定されている。また、「第11条 旅費（概算払いに係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払いに係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを支出命令権者等に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうち、その書類を提出しなかったためその旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。」と規定されている。」としたうえで、「つまり、本件旅費の宿泊料は固定宿泊施設に宿泊したことを証する書類が添付されていないため、乙地方に宿泊したものとみなされ、宿泊料は甲地方10,900円ではなく、乙地方9,800円である。所定の請求書に必要な書類を添えて、これを支出命令権者等に提出しなければならない、という点においても、本件は「出張命令兼請求書」にて請求されているようであるが、安八町職員の旅費支給規則に規定されている様式ではなく、所定の請求書ではないことを付け加える。」と主張している。

本件請求が町に損害を与えたか否かの判断に先立ち、総会、総会及び大会のため東京都（甲地方）に旅行（出張）した建設課長に支給された旅費（宿泊料）の額と請求の手続きについて検討した。

はじめに、旅費（宿泊料）の額についてだが、法第204条第1項並びに法第204条の2の規定のとおり、旅費条例第16条第1項（別表第1）に規定されている。

建設課長は、安八町職員の旅費支給規則（以下「旅費規則」という。）第1条の2にいう、旅費条例第16条第1項（別表第1）中、7級以下3級以上の職務にある者であり、そして、当該出張での宿泊地は東京都（甲地方）であったことから、建設課長に支給される旅費（宿泊料）の額は10,900円であって、これは定額である。

次に旅費の請求手続きについてだが、旅費条例第11条第1項の前段には、「旅費（概算払いに係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払いに係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを支出命令権者等に提出しなければならない。」と規定されている。

ここでいう、所定の請求書とは、法第15条の規定に基づき、町長が旅費条例の

施行のために必要な事項を定めた、旅費規則第8条第1項第1号にいう別表第2第1号様式のことである。

建設課長が旅費(宿泊料)を請求する際に支出命令権者等に提出した請求書は、請求書添付事実証明書②のとおり「出張命令兼請求書」であって、旅費規則第8条第1項第1号にいう別表第2第1号様式ではない。

しかしながら、「出張命令兼請求書」は、安八町職員が旅費を請求するにあたり、組織として使用している様式であることを本件監査にて確認したことから、「出張命令兼請求書」を使用して当該出張に係る旅費(宿泊料)を請求したことは、旅費条例第11条第1項にいう「所定の請求書」であることに一定の理解を示すことができる。

また、請求人は、旅費条例第16条第1項にいう別表第1中備考2に、「固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。」と規定されているとしたうえで、「本件旅費の宿泊料は固定宿泊施設に宿泊したことを証する書類が添付されていないため、乙地方に宿泊したものとみなされ、宿泊料は甲地方10,900円ではなく、乙地方9,800円である。」と主張しているが、そもそも、当該出張に係る旅費(宿泊料)は、旅費条例第16条第1項の規定により定額であって、固定宿泊施設に宿泊したことを証する書類が添付されていないことを理由に、旅費条例第16条第1項にいう別表第1中備考2が適用されることはない。

そして、「本件旅費の宿泊料は固定宿泊施設に宿泊したことを証する書類が添付されていないため」との主張については、これは旅費条例第11条第1項前段にいう、「必要な書類を添えて」を指していると理解したが、ここでいう「必要な書類」とは旅費規則第8条第2項にいう別表第3に掲げる書類であって、請求人が主張するものではない。

以上のことから、建設課長に支給された当該出張に係る旅費(宿泊料)10,900円は、旅費条例第16条第1項にいう別表第1の規定のとおり支給されたものであり、町に損害を与えるものではないと判断した。

併せて、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第8 監査委員の意見

本件監査請求とは直接関係あることではないが、公金を支出するための事務手続きにおいて使用する関係規則に定められた様式の整理、又は見直しを早急に実施すべきであることを申し添える。